

韓国家務研修院及び国際連合国際商取引法委員会地域事務所への訪問

国際協力部教官
高 橋 一 章

1 はじめに

令和6年6月25日から同月27日までの間、大韓民国に出張し、韓国家務研修院（以下「IOJ」という。）及び国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）地域事務所（以下「RCAP」という。）をそれぞれ訪問し、関係者との協議を実施した。

本出張では、筆者のほか、法務総合研究所総務企画部副部長である川淵武彦検事、法務総合研究所研修第一部教官である阿波亮子教官（検事）、法務総合研究所総務企画部国際事務部門主任国際専門官である金澤潤専門官が同行した。

2 日程等について

本出張の日程は以下のとおりである。

日		AM		PM					
6 / 2 5	水	9:00 羽田空港発 (OZ1055)		11:20 金浦空港着	12:00 金浦空港 →昼食場所 (G-Tower付近) 【大使館車両 (所要1h10m)】	15:00~ UNCITRAL 地域事務所 訪問	UNCITRAL地域事務所 →AMIDホテル 【大使館車両】	AMIDホテル着 チェックイン	
6 / 2 6	木	9:40 AMIDホテル発 【大使館車両 (所要1h)】 ※途中通訳の先生を ピックアップ		11:00~16:00 法務研修院との協議			16:05 法務研修院 →AMIDホテル 【大使館車両】	AMIDホテル着	
6 / 2 7	金	資料整理等			14:00~ 大法院見学	15:00~ 法廷傍聴	16:00 AMIDホテル出発 【大使館車両】	17:00 金浦空港着 金浦空港発 (OZ1065)	19:50 羽田空港着

3 出張目的

- (1) 今回の出張の目的は、IOJと検事研修に関する協議を行うとともに、RCAP所長と意見交換等を行う点にあった（なお、大韓民国法務研修院（Institute of Justice : IOJ）は、検察職員、矯正職員、保護職員、入管職員等の研修及び刑事司法に関する研究を行う機関である。日本における法務総合研究所と類似の機能を有する。）。
- (2) IOJとの協議をもつこととなったきっかけは、令和5年7月、IOJ次長が来日し当所を訪問した際、同次長からIOJ及び当所との間で研修や研究に関する相互の協力や職員の相互訪問等を行うべく協力覚書（MOC）を締結したいとの意向が示されたことによる。これを踏まえて、韓国側のニーズや直面している問題等を詳細に確認するため、これらの点を中心とした協議を実施する必要があった。
- また、RCAPとの意見交換に関しては、韓国にはUNCITRALの地域事務所

であるR C A Pが所在するところ、R C A Pでは、国際取引に係るルール作りに関してアジア地域へその知見を共有し、外国が国際取引に係るルールを制定・改正する際にそれらに協力するなどの活動を実施している。国際協力部は、従前、支援対象国の裁判外紛争解決手続（A D R）強化の一環として仲裁や調停制度の導入・運用等支援をしてきた実績を有しているほか、近年、支援対象国からのニーズとして、基本法制の整備にとどまらず、経済的な文脈の中での法制度整備支援が増えつつある。加えて、現在、国際仲裁の利用促進は日本としても大きな課題となっている。このため、この出張を機会に、外国への仲裁制度の導入運用に関する意見交換及び経済分野にかかる国際商取引法や電子商取引法等のモデル法を法整備支援対象国に導入する可能性も視野に入れた意見交換・国際仲裁の利用促進に向けた協議等を行うため、R C A Pを訪問し、意見交換を実施することとなったものである。

4 それぞれの機関との協議結果

(1) I O J との協議

I O J との協議では、まず、I O J 龍仁（ヨンイン）分院長とともにI O J の施設見学を行った。その後、分院長のほか、検察官教官のキム氏、リーガルトレーニング長のエウン氏とともに具体的な協議を実施した。

協議では、まず、韓国側から検事研修に関する説明が行われた（なお、別添資料も参照されたい。）。

I O J では、新任検事全員を対象とした研修や、新任の部署長、次長検事を対象として、年次に応じた段階的な研修を行うほか、実務を経験した希望者等を対象として、刑事・公判に関する専門分野の能力を強化するための研修（検事専門化教育Ⅰ・Ⅱ）を実施するなどして、専門性の向上を図っているとのことであった。また、オンラインで動画を視聴する形で研修を行うサイバー教育にも力を入れており、昨年度はのべ1562回実施したとのことであった。

新任検事と新任部署長の間の段階において検事全員を対象とした研修はないのかという点については、7年程度の経験を有する検事を対象とする経歴検事研修というものが、30～40名前後の研修員が一週間程度で行うこととなっているとのことであった。

新任検事研修以外を行うI O J 鎮川（ジンチョン）本院には、研修プログラムを作成している検事が4名おり、自分で講義を行うことはなく（当該分野の専門家や専門の検事に講義は依頼する）、専らプログラムを作成している役割を担っているとのことである。

専ら新任検事研修を行う分院の検事教授の人員構成は、総括教授1名、教授7名という体制をとり、教授陣において、研究のプログラム構成の検討作成から実際に講義するという役割を担っているとのことである。教授自身の講義は約8割で、残りの2割程度は現場の検察官やその他専門家に依頼しているとのことであった。各教授は各

一科目を担当しており、決定実務、公判実務、調査実務、捜査実務、司法統制実務を担当しているところであるが、決定実務のみ担当者が2名いるとのことであった。

なお、決定実務とは、起訴状の作成方法や起訴不起訴を決める内容などを扱うものである。調査とは、取調べのことを指す。司法統制とは、司法警察官へ補充捜査を要請する際の実務や、令状申請に係る実務等を取り扱うものである。

このように種々の研修を用意しているが、そこには義務的に受講しなければならないものと任意受講のものであり、任意に受けるものに関しては、例えば、公認検事専門制度（一定の期間内に当該分野の事件を一定数以上こなすと、スペシャリストとして認定されるという制度。そのレベルにより、与えられるタイトルの色が異なっている）とむすびつけて受講のモチベーションを高めてもらうなどの工夫をしているとのことであった。ただし、実態としては、公認専門検事になるには研修の受講が必要であるといっても、現場の検事は忙しく、研修に参加する人を集めるのも大変な状況となっているとのことであった。また、特殊な研修として、例えば、7年目以上の経歴検事を対象とした研修のカリキュラムは、この年次の検事は仕事に疲れている傾向が見られることから、本来の業務とは関係の薄い、例えば人文や社会科学などの研修も用意しているとのことであった。

次に、具体的な協力のあり方について意見交換が行われた。

意見交換では、例えば、互いの教育プログラムやテキストなど講義のノウハウを共有するということがあり得るのではないかという提案があった。例えば、日本の法総研では、最近振り込め詐欺に関する研究したと聞いているが、そういったような特定のテーマについて紹介しあったり、セミナーを実施したりといったところから協力関係を築いていくという意見が出された。なお、この点に関連し、こちらから、IOJに研究を実施するセクションはないのかと聞いたところ、IOJには（日本と異なり）研究部門はないが、教授が研究も行っているほか、決定文の作成方法や、取り調べの方法について研究するチームもあるとのことであった。

そのほか、日韓の検事教育関係者間で定例的な会合が開催できればよいのではないかという意見もあった。例えば、今年日本でやったら来年は韓国でやるというような形で年に1回開催するなどの方法を考えているとのことであった。



【協議の様子①】



【協議の様子②】



【施設見学の様子】



【集合写真】

(2) R C A P との協議

R C A P との協議では、まず、同所の業務説明が行われた。

R C A P は、アジア地域において、U N C I T R A L から委託を受け、国際ビジネス分野の U N C I T R A L が持っているモデル法、規則等の普及・促進を業務内容としている。典型的にはセミナーの開催等があるが、それ以外にも、毎年 R C A P としてレポートを公表している。このレポートの作成は、常駐している法曹に助けられながら取りまとめている状況である。

人員は所長を含め 7 人である。うち 2 名がいわゆる法律専門家として勤務している。具体的には、韓国の法曹と香港の法曹（いずれも各政府からの出向者で人件費は派遣元が負担）が常駐している。事務のサポートスタッフが 2 名おり、残りは各国からのインターン（無給）が勤務している。なお、R C A P の年間予算は約 5 0 万ドルで、韓国政府が拠出しており、R C A P のオフィススペースも無償で提供を受けている。

R C A P の大きな目的の 1 つが国際商取引分野における法的調和をサポートすることにある。U N C I T R A L の持つ上記モデル法等の普及や促進もこの目的のために

実施しているものである。具体的な普及促進の方法として、法技術支援や人材育成も実施している。対象としている分野はビジネス法分野、具体的には仲裁・調停・投資仲裁・電子取引・倒産分野を挙げることができる。また、セミナーやワークショップなどを年間通じて積極的に行っている。例えば、定期的に実施している Asia Pacific Days というセミナーはいわゆる地域総会として成功した例であり、UNCITRAL 本部が、RCAP の上記総会を参考に、他のエリアでも同様の総会を実施するようになるなど全体に良い影響を与えたセミナーとなっている。

サポートしている国としてはいわゆるアジア圏を中心としつつも、大洋州諸国（オーストラリア、フィジー）のほか、中国・ロシアへの協力実績も有している。また、日本の法務省ともいろいろと過去にセミナー等を共同実施しており、直近では昨年度にもデジタルエコノミーにおける紛争解決をテーマに東京フォーラムを実施するなどしている（執筆者注：厳密にはRCAP との共同というよりはUNCITRAL 本部との協力）。

次に、具体的な意見交換が行われた。意見交換では、例えば、ICD と RCAP に共通するものとして、法的制度を他国に紹介し導入する、又は、既に導入している制度を円滑に利用してもらうためにセミナー等を実施するなどがあるが、このような業務を進める際の課題や、この課題に対応するためにどのような工夫があり得るかという点が議論された。

双方一致する課題としては、例えば、紹介する制度や運用を適切に理解してもらえないと、外国政府や司法機関が制度の導入や運用の変更に拒否反応を示したり、誤解に基づいて ICD や RCAP の活動そのものを拒絶したりといったことがあり得るという点が挙げられた。そして、この点に関する工夫として、例えば、現地で活動している他機関、例えば ADB などと協力して説明してもらうのではないかと意見が出された。RCAP 側の経験として、話をする内容ではなく、話をする相手が誰かで反応が違うということが往々にあり、国連の職員が説明する方が良い場合もあるし、国連職員ではなく、現地で活動している他機関の職員から話してもらったほうが（話をする内容が一緒でも）受け入れてもらえたりすることも多いという意見も見られた。

その意味において、ICD は、ICD の教官経験者を協力国に常駐しているため、その分信頼関係を築きやすい環境にあるというのは大きなアドバンテージであるという意見が先方からあった。他方、この点につき、こちらからは、常駐している専門家がいたことがアドバンテージであるとの認識がある一方で、常駐していない国の場合にどのように工夫していくべきか知見に乏しかったため、他機関と協力していくというのは今後の手段として大いに参考になると思われるとの意見があがった。

この観点で、さらに、ICD の活動内容を踏まえて RCAP と ICD が協力する方向性があり得るかという点は、先方から、RCAP は、ICD とは違って権限を有する範囲がビジネス取引分野に限定されてしまうという点はあるものの、協力していく

ことは十分あり得るのではないかとの意見であった。こちらからも、法制度整備支援をしている国の多くは、基本法の起草支援という段階を離れ、次の段階に進んでいるような国もあり、そういった国ではビジネスという観点からの支援を要請されることも多く、一例として「ビジネスと人権」という文脈で話が来ることも増えてきた印象があり、R C A Pの権限の範囲内に限定しても、協力していける分野は存在するのではないかとの意見があがった。



【協議の様子①】



【協議の様子②】



【集合写真】

5 おわりに

今回の出張では、検事研修という極めて実務的な協力を模索するという点で非常に興味深い分野であり、かつ、この協力関係には当所の研修一部の協力が不可欠であるという点で新たな試みとなる可能性が高い。当部としてどこまで協力が可能かは慎重に検討する必要があるが、双方の検察制度は類似していることから、この協力関係が実現すれば、双方にとって有意義なものになるように思われた。

また、R C A Pとの協議において、それぞれ取り扱う分野は異なるものの、外国の法制への支援という点で感じる難しさなどを共有するとともに、これをどのように乗り越えていくかという観点で意義のある意見交換ができたのではないかと考えている。併せて、外国との信頼関係構築という関係では、現地に常駐する長期専門家の重要性を再認識させられた。長期間海外で勤務という極めて特殊な環境で日々業務をしている専門家の方に敬意を表しつつ、築いていただいた信頼関係を有意義に活用できるよう I C Dとしてもより一層法整備支援業務に邁進していければと思う。

最後に、今次の出張には、在大韓民国日本大使館のアタッシュェである義永氏のご協力なしには実現しなかった。この場を借りて御礼を申し上げる。

検事の研修制度の紹介

2024. 6. 26.



法務研修院組織図



新任検事課程

- ▶ 龍仁（ヨンイン）分院
- ▶ 法学専門大学院（ロースクール）出身新任検事及び経歴新任検事（中途採用）が対象
- ▶ 新任検事 実務教育を通じて、検事としての業務遂行能力を備えるよう力量強化
- ▶ 現在の教育人員98名、8月入所予定の軍法務官及び経歴新任検事が47名
- ▶ 毎年3月から翌年1月

新任検事課程

- ▶ 総括教授1名、教科目指導教授7名
- ▶ 決定実務、捜査実務、取調べ実務、公判実務、司法統制実務
- ▶ 理論講義と記録実習、評価

検事専門化課程 I

- ▶ 鎮川 (ジンチョン) 本院
- ▶ 刑事部、公判部の主要専門分野についての力量強化課程
- ▶ 最新犯罪動向及び捜査技法に関心がある検事全体を対象として教育実施
- ▶ 経済・建設・不動産、庶民大衆被害、強力・暴力、性暴力・児童虐待、租税・関税、環境・保健、特許・知的財産、公判など7種の課程
- ▶ 課程別20名程度、2～3日間実施。

検事専門化課程 II

- ▶ 鎮川本院
- ▶ 事例と実務中心の専門分野教育として、一線の現場で即時に適用可能な実用的な教育を推進。
- ▶ 反腐敗、公正取引、金融、犯罪収益回収、組織・麻薬、公共捜査、安保捜査、デジタル・サイバー, 人権感受性向上課程、国外訓練検事の事前教育、深化ワークショップ
- ▶ 専担検事が対象
- ▶ 期当 20~60名, 1~5日間実施

新任部署長課程

- ▶ 鎮川本院
- ▶ 部署長の職務遂行に必要な専門知識の引上げ、国家観・公職観など、公職姿勢の確立、中間幹部としてリーダーシップを発揮できる能力を引上げ
- ▶ 新任部長検事が対象
- ▶ 50名程度、5日間実施

検察高位政策課程

- ▶ 鎮川本院
- ▶ 新任次長検事と支庁長を対象に、高位職検事の職務遂行に必要な素養、教育
- ▶ 新任次長検事、(部が設置されている支庁の) 支庁長が対象
- ▶ 20名程度、5日間実施

生涯検事課程

- ▶ 鎮川本院
- ▶ 高検検事級の検事としての力量と経綸を発揮することができる再充電の機会を付与し、変化する刑事司法制度及び公判環境などに対する理解、人文、社会、芸術など多様な分野の講義を通し、人文学的な素養を高揚
- ▶ 高検及び地検の重要経済犯罪調査団検事
- ▶ 30名程度、5日間実施

ありがとうございます